

【市長への手紙】令和7年5月受付分

※手紙及び回答の要旨（一部）を掲載しています。

「除草の処分について」

意 見	自治会活動として毎年春・秋に近所にある神社（公園）の除草作業を行っています。除草したものは市の指導により燃やすことはできず、きれいになった神社（公園）にまとめて放置している状態です。折角、きれいにしたにもかかわらず草を放置することで美観を損ない、公園で遊ぶ子供達に不便を感じさせています。 散乱ごみ一掃クリーン作戦で使用する「公共用ごみ袋」での処分はできないことと認識していますが、除草の処分について何らかの方法を早急にご検討頂きたい。また、何らかの処分方法があればご教示ください。
回 答	（環境衛生課より回答） 草刈りで出た除草の処分については、以下の方法で「せん定木等」として出すこととなります。 1. 粗大ごみとして出す方法 ※要予約 2. せん定木等として清掃工場に直接自己搬入する方法 3. 可燃ごみとして出す方法 詳しくは以下の「せん定木等の分け方と出し方」のページをご覧ください。 https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/15/820.html 神社の敷地内の草とのことですが、搬入する車両があれば清掃工場へ直接搬入するのが効率良いと思われますので、ご検討ください。 ご不明な点がございましたら環境衛生課までお問い合わせください。
	担当課 経済環境部 環境衛生課 0439-56-1224

「国道 465 号の通行止め」

意 見	清和から富津市に抜ける国道 465 号の平田で崩落があり、全面通行止めになっています。 しかし、市のホームページにはお知らせ欄に掲載されていて、他の新しいお知らせがあると下の方に埋もれてしまって多くの人が気づきません。
対 応 内 容	国道・県道及び市道の通行止めや路面凍結など、生活や交通に大きな影響が及ぶ場合につきましては、君津市ホームページのお知らせ欄の先頭に固定して掲載させるよう、設定を変更しました。
	担当課 企画政策部 政策推進課 0439-56-1265 建設部 管理課 0439-56-1351

「市道に堆積している土について」

意 見	クリーン作戦で市道の草を抜きました。 雨も降っていた為、土が湿っていて、草を抜くと根とともに土がかなりの量ついていました。 公共用のゴミ袋には土は入れられないため、土を市道に落として草を回収しておりました。結果、市道の縁に土が堆積している状態になっています。 じぶんで購入した可燃ゴミのゴミ袋に入れて可燃ゴミで出してもいいのですが「土」は出してはだめとのこと。 じぶんで購入したゴミ袋でもいいので、やり方を教えていただければゴミ集積所に出すことはできます。どうしたらよいでしょうか？
回 答	(土木課より回答) 市道の路肩等に堆積している土の処理については、土のう袋に入れていただき土木課までご連絡をいただいたのち回収いたします。 土のう袋につきましては、市役所３階の土木課にて配布しております。ご不明な点がございましたら、土木課までお問い合わせください。
	担当課 建設部 土木課 0439-56-1687